

# 古物営業法の一部を改正する法律

## 背景

### ○ 古物営業の態様の変化

近年、複数の都道府県で営業を営む古物商等が増加し、営業所等の全国展開が進んでいる。

### ○ 規制改革ホットラインへの要望

- ・ 1つの都道府県公安委員会の許可を受けていれば、他の都道府県に新たに営業所等を設ける場合に届出のみとして許可を不要とする措置を講じてほしい。
- ・ 古物の受取を行うことができる場所として、百貨店等におけるイベント会場等を追加してほしい。

### 古物営業の在り方に関する有識者会議

平成29年10月～12月、大学教授、業界団体等の有識者が現在のニーズに即した古物営業の在り方について議論。12月21日、今後の方向性について取りまとめた報告書を生活安全局長に提出。

## 概要

### 許可単位の見直し

#### 現行

営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要。

#### 改正案

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとする。

### + 経由規定の整備

届出手続における利便性向上のため、古物商等は営業所等の所在地の公安委員会を経由して主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出を行うことができることとする。

### + 行政処分に関する規定の整備

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会は、古物商等の全国における営業に対して許可の取消し、営業停止、指示といった行政処分を行うことができることとする。

### + 公安委員会間の情報共有に関する規定の整備

古物商等の許可やその変更等に関する情報、競り売りや仮設店舗における古物の受取の届出に関する情報、行政処分に関する情報を、都道府県公安委員会は国家公安委員会に報告し、国家公安委員会は当該報告に係る事項を各公安委員会に通報して、公安委員会間で情報を共有することとする。

## 営業制限の見直し

### 現行

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができない。

### 改正案

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正案	○	○	(仮設店舗において) ○

## + 「露店」の「仮設店舗」への改称

古物営業の実態の変化を踏まえ、法制定時から用いられてきた用語である「露店」を「仮設店舗」に改称するとともに、警察職員の仮設店舗への立入権限を明記することとする。

## 簡易取消しの新設

### 現行

許可を取り消すためには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がある。

### 改正案

古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができることとする。

## 欠格事由の追加

### 現行

禁錮以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。

### 改正案

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

### <施行期日>

- 「営業制限の見直し」・「簡易取消しの新設」・「欠格事由の追加」 : 公布の日から6月を超えない範囲内
- 「許可単位の見直し」 : 公布の日から2年を超えない範囲内